

**除去土壌の再生利用に対する
理解醸成等について**

**平成29年9月28日
環境省**

1. 除去土壌の再生利用に対する理解醸成の取組について

2. 理解醸成の必要性

3. 除去土壌の再生利用に係るこれまでの取組

4. 放射線に関する理解醸成の取組事例

5. 御議論いただきたい論点(案)

理解醸成のあり方・方法の検討体制(案)

- 再生利用の理解醸成に向けたコミュニケーションのあり方や方法について検討を行うコミュニケーション推進チームを設置する。

◆ 戦略具体化に向けた対応方針・進め方(案)

- 理解醸成の対象は、最終処分及び再生利用があるが、まずは再生利用を中心とした取組を進める。
- 具体的な理解醸成活動としては、様々な対象・活動媒体を通じた取組、説明会、講演会、見学会等が想定される。
- 中間目標を見据え、定量的・定性的な評価方法は「何か」を検討した上で、取組内容及び目標を検討することが必要。
- 効率的かつ効果的に理解醸成活動を実施するため、企画・実施・評価・改善(PDCA)を行いながら理解醸成活動を実施していく。このうち「Plan・Check・Act」については、再生利用に関する理解醸成のための「コミュニケーション推進チーム(Communication Team)」を設置して進める。また、理解醸成の「Do」については、CTの企画に基づき、CTも関与しながら、有識者や関連機関と協力して行う。
- なお、CTの会合は公開とする。

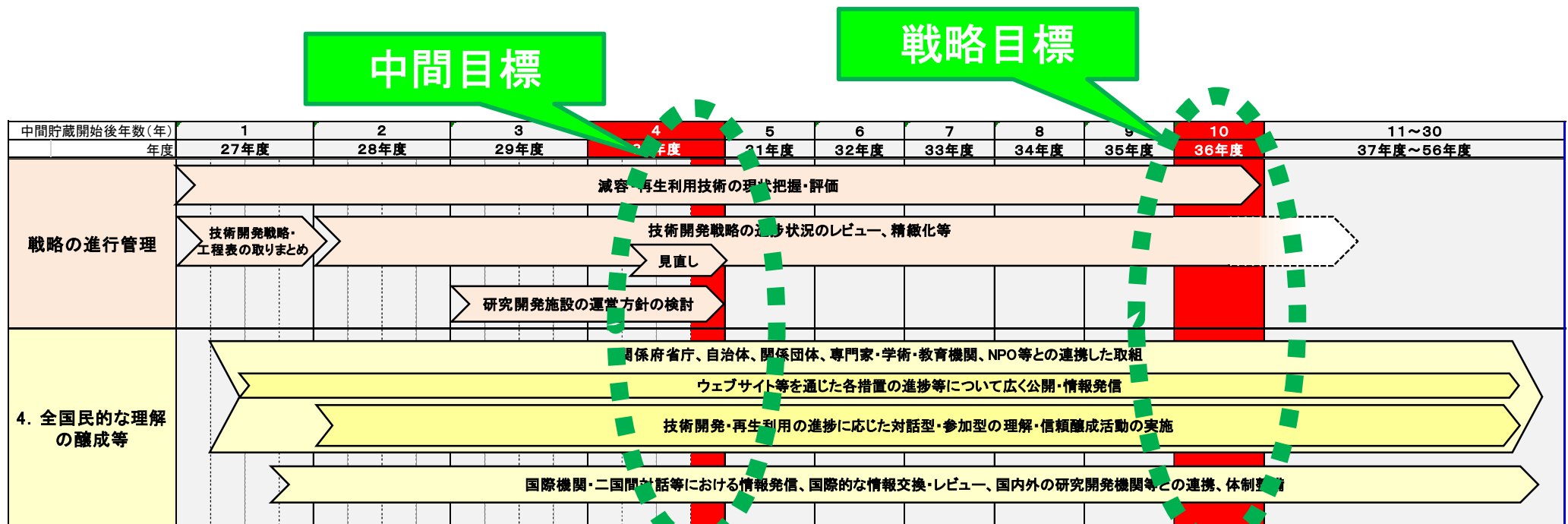
コミュニケーション推進チーム(CT)の役割(案)

◆ 理解醸成活動の企画・運営のあり方の検討

- 様々な媒体を通じた広報、説明会等の対話、関係者の意見聴取など、理解醸成活動の企画、運営の方針等を検討する。

◆ 中間目標、戦略目標の検討

- 技術開発戦略工程表の「4.全国民的な理解の醸成等」についての中間目標、戦略目標を具体化し、その進捗状況をレビューする。



中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略 工程表より
 [中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略戦略検討会(第6回、平成29年3月) 資料4より引用]

再生利用における理解醸成の考え方

- 除去土壌の再生資材の利用を円滑に進めるため、再生利用及び最終処分に対する全国民的な理解の醸成に取り組む。

◆ 「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的な考え方（平成28年6月30日、環境省）」（以下、「基本的な考え方」という）より

- 中間貯蔵に搬入される除去土壌等は最大2,200万m³と推計され、全量をそのまま最終処分することは、必要な規模の最終処分場の確保等の観点から実現性が乏しいと考えざるを得ない。
- 土壌は本来貴重な資源であるが、放射性物質を含む除去土壌はそのままでは利用が難しいことから、放射能濃度を用途に応じて適切に制限した再生資材を、安全性を確保しつつ地元の理解を得て利用することを目指す。
- 再生資材の利用を円滑に進めるためには、放射線に関する安全性を確認しつつ、関係者の理解・信頼を得て社会的受容性を醸成する取組を段階的に進める必要がある。
- 再生利用の必要性や放射線に係る安全性に関する知見を幅広い国民と共有し、さらには実証事業やモデル事業の結果を地域住民・地元自治体等の関係者と共有するための啓発、対話、体験のための取組を進める。

取組方針と取組目標

◆ 取組方針

- 30年以内の福島県外での最終処分を実現するためには、再生利用や最終処分に対する全国的な理解が必要不可欠であることから、関係府省庁、自治体、関係団体、専門家、学術・教育機関、NPO等と連携して情報共有や相互理解を進めつつ、国民に対する情報発信、普及啓発等の取組を地道に、かつ継続して進める。
- 対象主体ごとに訴求する内容と手段を選択し、焦点を絞った情報発信、普及啓発等の取組を行う。特に、放射線のリスクと身近なリスクとの分かりやすい比較や、実証的・モデル的な再生利用の実事例を提示するなど、安全・安心を実感可能とする取組を重点的に実施する。取組の実施に当たっては、環境省自らが実施するほか、NPOや学術・教育機関(大学、高専、学術団体等)等による自主的活動との連携やその活動支援など、幅広い主体の活動の促進を図る。

◆ 取組目標

- 技術開発や再生利用の考え方及び進め方、放射線影響に関する安全性等に対する全国的な理解・信頼の醸成を進める。特に、実証試験、モデル事業、さらには本格的な再生利用が円滑に進むよう、地元自治体、地域住民等による社会的受容性の段階的な拡大・深化を図る。これらの取組を通じて得られた知見・経験を再生利用等の取組に反映する。

目標達成に向けた具体的な取組

- 再生利用や最終処分に関する情報交換や議論を促進するため、各種取組の進捗等に係る情報公開・情報発信、専門家と市民との対話等を実施する。

技術開発の進捗に応じて実施する取組

対象

- 技術実証試験の評価結果の公開
- 技術関連イベントを通じた成果報告

企業、専門家、学術・教育機関等

- 再生資材化した除去土壌のモデル的活用の必要性、放射線影響に関する安全性等に係る対話型・参加型の理解醸成活動

地元自治体、地域住民 等

再生利用に係る取組の進捗に応じて実施する取組

対象

- 再生利用の基本的考え方、手引き、促進方策、実施方法等の検討過程における意見交換・対話
- その取りまとめ結果の情報発信及び継続的なコミュニケーション

関係省庁、自治体、専門家 等

- モデル事業への参加・協力の働きかけ

自治体、学術・教育機関、企業等

- 事業の必要性、放射線影響に関する安全性等に係る対話型・参加型の理解醸成活動

地元自治体、地域住民 等

- 説明会の開催、土木・建築素材に関する展示会等への出展、減容化施設等の視察会の開催 等

関係省庁、自治体、企業、NPO 等

1. 除去土壌の再生利用に対する理解醸成の取組について

2. 理解醸成の必要性

3. 除去土壌の再生利用に係るこれまでの取組

4. 放射線に関する理解醸成の取組事例

5. 御議論いただきたい論点(案)

「事業の円滑な実施」に係る理解醸成の必要性(1／3)

➤ 理解醸成(コミュニケーション)の必要性・重要性が様々なガイドライン等にも示されている。

◆ 「社会資本整備における住民とのコミュニケーションに関するガイドブック」
(国土技術総合政策研究所、平成18年)

□ なぜ、コミュニケーションを行うのか

- 市民のニーズを把握して、計画を質的に向上させるために
- 納得のいく結果を得るために
- 紛争リスクを回避するために
- 計画や事業の社会的信任を得るために
- 信頼を得るために

◆ 「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」(国土交通省、平成20年4月)

- 計画策定プロセスに対して透明性、客観性、合理性、公正性を確保していくことが重要
- 国民生活、社会経済又は環境への影響が大きいものに関係する計画で構想段階にあるものに適用

「事業の円滑な実施」に係る理解醸成の必要性(2／3)

◆ 「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(経済産業省 資源エネルギー庁 平成29年)

- 再生可能エネルギー発電事業を円滑かつ確実に実施するためには、発電設備を設置しようとする自治体や地域住民に事業の実施についての理解を求め、地域と共生した形で事業を実施することが重要
- 配慮すべき地域住民の範囲や、説明会の開催や戸別訪問など具体的な対応方法について、自治体と相談するように努めること。環境アセスメント手続の必要がない規模の発電設備の建築計画についても自治体と相談の上、事業の概要や環境・景観への影響等について、地域住民への説明会を開催するなど、事業について理解を得られるように努めること

◆ 「自治体職員のための土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」(環境省 平成16年)

- 自治体が土壌汚染に係るリスクコミュニケーションを、自治体と事業者、自治体と住民の関係の中で、どのように実施するか
- 事業者が実施する土壌汚染の調査を対象とし、土壌汚染が見つかった際に対策を行っていくにあたってのリスクコミュニケーションのあり方について

◆ 「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン」 (環境省 平成29年4月)

- 周辺住民等との信頼関係を構築し適切な工事が施工できるように工事発注者または自主施工者が実施する「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーション」の基本的な考え方や手順を取りまとめたもの。

◆ 「事業者が行う土壌リスクコミュニケーションのためのガイドライン」(公益財団法人 日本環境協会)

- 土壌汚染対策の適正かつ円滑な実施に資するため、土壌汚染問題の学識経験者等や土壌汚染対策の現場での経験、リスクコミュニケーションに対する知見のある専門家の協力を得て、土壌汚染地の土地所有者や汚染原因者として土壌汚染対策を行う立場になることの多い工場・事業場等の事業者の方々を対象に、土壌汚染に関するリスクコミュニケーションを行うにあたっての基本的な考え方や実施方法について取りまとめたもの。

「事業の円滑な実施」に係る理解醸成の必要性(3／3)

◆ 「食品に関するリスクコミュニケーション研究会報告書」(消費者庁 平成29年2月21日)

- 平成21年9月に設立された消費者庁は、平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故を原因とする、食品の新たなリスクに対応するため、リスクコミュニケーションに取り組んできたが、平成28年3月で事故の発生から5年が経過したことから、食品に関するリスクコミュニケーション研究会を設置し、これまで消費者庁が実施したリスクコミュニケーションの取組を検証し、課題を整理した上で、消費者庁が今後行うべき食品に関するリスクコミュニケーションの取組方向を検討した。

◆ 「食の安全に関するリスクコミュニケーションの在り方に関する研究会報告書」(食の安全に関するリスクコミュニケーションの在り方に関する研究会※ 平成17年3月) (※厚生労働省医薬食品局食品安全部長の私的懇談会)

- 輸入食品や加工食品の増加、流通システムの複雑化、外食や中食の利用の増大、嗜好の多様化などの食生活をめぐる変化の中で、食の安全の問題は、白か黒かといった形で単純には捉えられなくなっている。このような状況の中で、リスクコミュニケーションは問題解決への有効かつ不可欠な手法。
- 「安全」は理性で、「安心」は感性で判断するものと言われているが、前者は数値などの理解に基づき、後者は信頼に基づくという違いがある。食品企業としては、安全と安心は別のものとする立場での対応を考えているが、安全と安心が同義語と受け止められていた時代から両者が乖離しはじめた今の時代に、両者を調和させるためには、リスクコミュニケーションにより信頼を確保していくことが必要。

理解醸成の例①

香川県における溶融スラグの有効活用の例

➤ 事例の概要

- 豊島(香川県)において廃棄物処理事業者による不法投棄があり、直島に中間処理施設を整備し、豊島に残された廃棄物を処理することとなった。(平成9年に県より方針提示、平成12年に直島町長提案受け入れ、平成15年に稼働開始)
- 直島で溶融処分された焼却灰から発生する溶融スラグは再生資材として土木工事で利用

➤ 具体的な取り組み

〔住民とのコミュニケーション〕

- ✓ 技術検討委員会では住民の傍聴を認めるだけでなく、住民が意見を表明する機会を設ける
- ✓ 意見に隔たりが出た場合は、最終的には委員長の判断にゆだねられる

〔情報公開〕

- ✓ 徹底的な情報公開
- ✓ 施設の稼働状況はリアルタイム公表
- ✓ 供用先、利用量、安全に係る追跡調査に関する情報提供

〔その他〕

- ✓ 具体的な風評被害対策(条例など)

理解醸成の例②

英国ハーウェルサイトにおける環境修復の例

➤ 事例の概要

- ハーウェルでは、14基の研究炉が1990年から廃止措置を開始
- ステークホルダーグループ(SSG)に対してサイト汚染状況の情報を提供し、今後の研究拠点の有効利用に関する議論を実施

➤ 具体的な取り組み

〔コミュニケーションの主体・対象〕

- ✓ 廃止措置に関わるステークホルダー及びコミュニティ

〔適用技術〕

- ✓ 除染後に残存する放射性核種の量を確率論的手法により見積もるとともに、技術的、社会的・経済的な観点も踏まえ、広範なステークホルダーを巻き込んで最も現実的な環境修復方法を採用

〔行政機関及び専門家の役割〕

- ✓ 政府の規制機関は、サイト内の汚染状況について情報を提供
- ✓ 独立した専門家をジョイントファクトファインディングのファシリテータに任命

〔その他〕

- ✓ コミュニケーションの結果をWebサイトで公開
- ✓ 本事例をコミュニケーションの有効事例であるという共通認識を、関係者間で共有・醸成

[参考] NGA Guidance for SSGs and links to individual groups available on the NDA web pages.

<https://www.gov.uk/guidance/engaging-with-nuclear-decommissioning-authority-how-to-get-involved> 等

1. 除去土壌の再生利用に対する理解醸成の取組について
2. 理解醸成の必要性
- 3. 除去土壌の再生利用に係るこれまでの取組**
4. 放射線に関する理解醸成の取組事例
5. 御議論いただきたい論点(案)

除去土壌の再生利用に係るこれまでの取組

戦略(※)	これまでの具体的な取組
●関係府省庁、自治体、関係団体、専門家・学術、教育機関、NPO等との連携	○福島高専による実証事業勉強会に協力 ○南相馬市の協力を得て、実証試験場の近隣住民の方々、市民の方々を対象とする実証試験場の見学会を開催 ○南相馬市と連携し、南相馬市環境回復推進委員会を実証試験場内で開催 ○関係学会において、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略の概要」を発表
●ウェブサイト等を通じた各措置の進捗等について広く公開・情報発信	○南相馬市の協力を得て、南相馬市広報紙への事業概要の掲載 ○南相馬市の協力を得て、仮置場周辺の皆様(避難されている方を含む)に対する事業概要資料のお届け ○環境省ホームページを通じた情報発信「県外最終処分に向けた取組」
●技術開発・再生利用の進捗に応じた対話型・参加型の理解・信頼醸成活動の実施	○「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」の公開開催及び資料のホームページ掲載による技術情報の公開 ○再生利用実証事業場及び中間貯蔵施設受入・分別施設等に対する専門家等による視察会の開催
●国際機関・二国間対話等における情報発信、国際的な情報交換・レビュー	○除去土壌の減容・再生利用に関するIAEA専門家との意見交換等を実施 ○二国間会議において、除去土壌の減容・再生利用に関する情報提供・意見交換を実施
●国内外の研究開発機関等との連携、体制整備	○検討会及びワーキンググループ等に対する専門家の参加 ○有識者ヒアリング等による情報収集

(※)「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略(平成28年4月、環境省)」

関係学会等における情報発信①

○原子力学会誌への掲載

「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略の概要」

原子力学会誌2017年8月号で“1F事故による環境回復に伴う廃棄物の管理と除去土壌の減容・再生利用の取り組み”として報告



2017年8月号

○土木学会研究討論会における議論

「放射性汚染物質を含む廃棄物等をどう安全に始末していくかを考えよう
—事故由来汚染廃棄物対策および放射性廃棄物処分に関わる最近技術動向—」

1Fにおける廃止措置に向けた課題や福島県内における除去土壌等除染廃棄物を対象とした減容再生利用や中間貯蔵施設計画へ取り組み現状と今後方向性について報告と意見交換

関係学会等における情報発信②

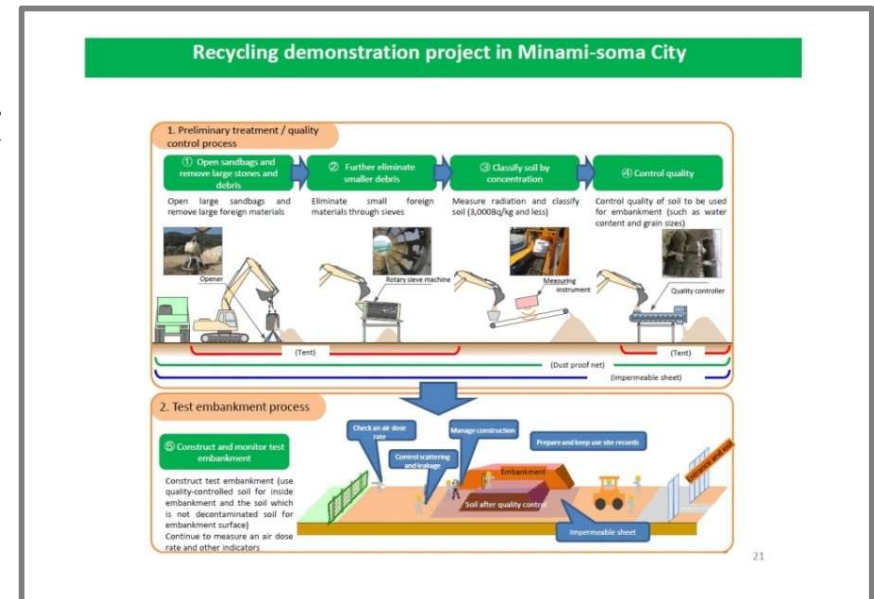
○環境放射能除染学会講演会で講演

環境放射能除染学会第12回講演会「福島環境回復と廃炉に向けた技術展開」ー福島オフサイトにおける環境回復に向けた技術展開とオンサイト技術との連携可能性ー(平成29年1月27日)において講演。

- ・「福島環境回復に向けた環境省の取組と今後の課題」(環境省)
- ・「減容化・再生利用技術に関する研究開発状況と今後の課題」(国立環境研究所)
- ・「再生利用から見たオフサイトとオンサイトの課題」(北海道大学)

○国際シンポジウム(環境放射能除染学会主催)で情報発信

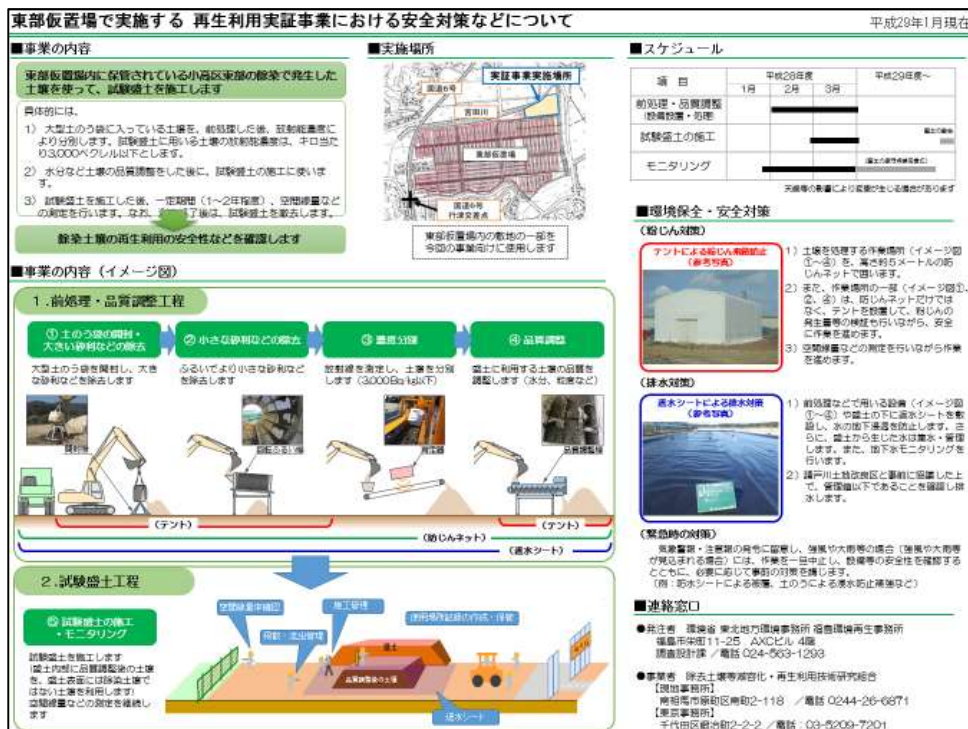
環境放射能対策に向けての国際シンポジウム(環境放射能除染学会、平成29年7月20日)において、環境省より「日本における除染・中間貯蔵の現状について」の報告
その中で、南相馬市再生利用実証事業について紹介



実証事業に関する情報発信・理解醸成活動 ②

○南相馬市の協力を通じた情報提供

〔仮置場周辺の皆様(避難されている方を含む)に対する事業概要資料のお届け〕



(平成29年1月現在についての情報提供)

◎東部仮置場で実施する再生利用実証事業における安全対策などについて

- ・事業の内容
- ・実施場所
- ・スケジュール
- ・環境保全・安全対策
- ・連絡窓口



(平成29年7月現在についての情報提供)

◎東部仮置場で実施する再生利用実証事業の進捗状況などについて

- ・周辺環境モニタリング
- ・事業の実施状況

実証事業に関する情報発信・理解醸成活動③

〔中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略戦略検討会（第6回、平成29年3月）資料3より引用〕

○実証事業を題材とした勉強会への協力（福島高専による実証事業勉強会）

（平成29年3月12日）



➤ 実証事業等に関する学生からの主な声

- ベクレルではなく、被ばく線量であるシーベルトで説明して欲しい。
- 雨が降った時の盛土の強度低下やセシウム流出の被害はないのか。
- 再生利用への住民の不安があるので、説明会を開いて住民の意見を大事にしてほしい。
- 周辺住民にメリットはないのではないか。
- 説明は理解できたが、納得できるところまでは至っていない。
- 信頼できる人からの説明であれば、信用し納得するかもしれない。理解を納得まで持って行ける方法を探っていくことが必要。

実証事業に関する情報発信・理解醸成活動④

○南相馬市再生利用実証事業の視察・見学会を開催

- 南相馬市再生利用実証事業を実施している東部仮置場で視察・見学会を開催
- 視察・見学会に参加された方々
 - ✓ 近隣住民・市民
 - ✓ 学生(福島高専、留学生等)
 - ✓ 自治体、関係省庁
 - ✓ 専門家
 - ✓ 海外視察団 など

➤ これまでの開催回数、参加者数

開催回数	59回
のべ参加者数	677人



南相馬市協力の下、東部仮置場の近隣のみなさま、南相馬市のみなさまに見学会を開催させていただきました。

平成29年5月19日(金)、20日(土)
6月16日(金)、17日(土)

たくさんの方にご参加いただき、ありがとうございました。

実証事業に関する情報発信・理解醸成活動 ⑤

○環境省ホームページを通じた情報発信



中間貯蔵施設情報サイト

(<http://josen.env.go.jp/chukanchozou/>)

> トップページ

> 県外最終処分に向けた取組み

> 再生利用実証事業

〔内容〕

◆ 南相馬市における再生利用実証事業

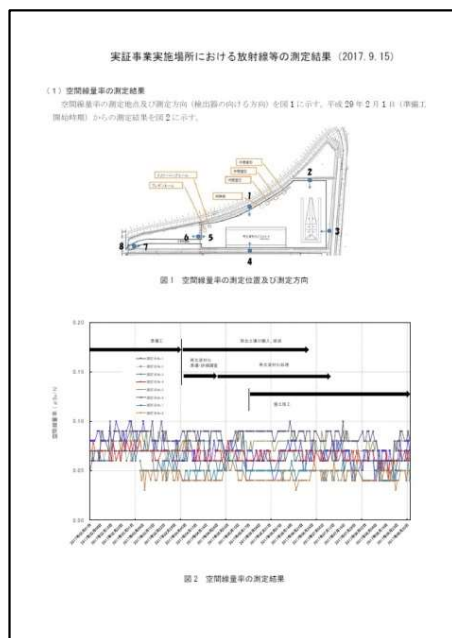
- 事業の概要
- 事業の進捗状況
- 放射線等の測定結果

実証事業に関する情報発信・理解醸成活動 ⑥

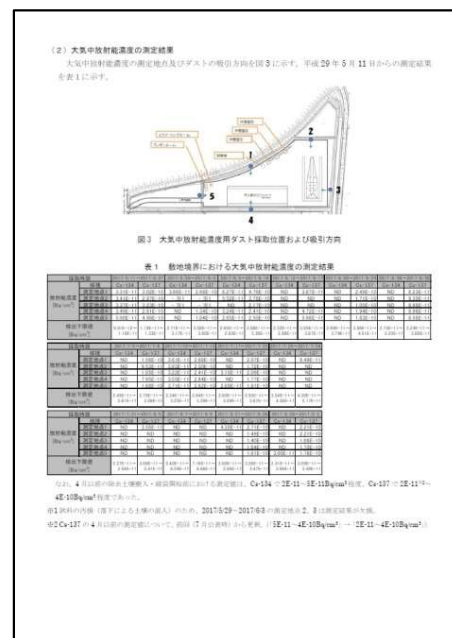
○環境省ホームページを通じた情報発信

〔実証事業実施場所における放射線等の測定結果をとりまとめた資料の掲載〕

- これまでに2回の情報発信（平成29年6月20日現在の情報、9月15日現在の情報）
- 以下の測定結果について情報提供
 - ・敷地境界における空間線量率
 - ・敷地境界における大気中放射能濃度
 - ・排水の放射能濃度、水素イオン濃度、浮遊物重量
 - ・浸透水の放射能濃度（9月15日現在の情報）
 - ・盛土の空間線量率（9月15日現在の情報）
- 以下は9月15日現在の情報として提供した例



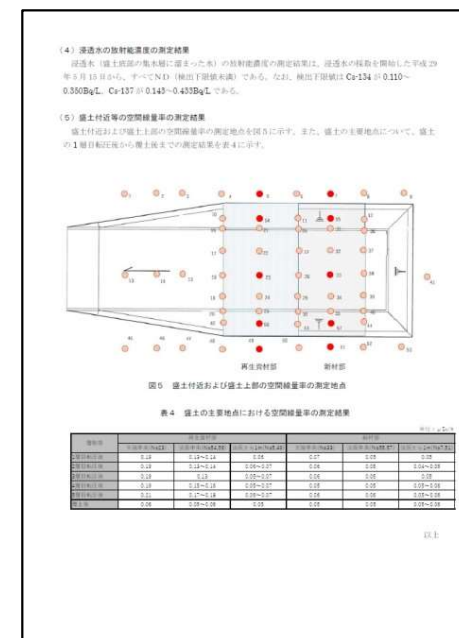
敷地境界の空間線量率
（平成29年2月1日～8月31日）



敷地境界の大気中濃度
（平成29年5月1日～9月2日）



排水の測定結果
（平成29年4月7日～8月31日）



浸透水の放射能濃度
盛土の空間線量率

1. 除去土壌の再生利用に対する理解醸成の取組について
2. 理解醸成の必要性
3. 除去土壌の再生利用に係るこれまでの取組
4. 放射線に関する理解醸成の取組事例
5. 御議論いただきたい論点(案)

理解醸成の取組事例(環境省)

【放射線に係る健康影響に関する リスクコミュニケーション事業の実施内容】

	実施内容
①住民がふるさとに戻った時の暮らしの手引きの作成	○『暮らしの手引き～専門家に聞いた放射線30のヒント～』 ⇒ 住民目線で疑問や不安を解決・納得するための考え方や参考情報を提供〔平成29年3月完成〕
②相談員支援センター	○放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター(H26～) ⇒ 相談員を組織的かつ継続的に支援 〔自治体等からのニーズ収集829回、相談対応91回、専門家派遣52回、研修56回(平成28年度までの実績)〕
③人材の育成	○放射線の基礎知識や食品中の放射性物質の状況など、自治体のニーズに合わせた研修の実施 ・住民の健康不安や悩み相談に対応できる人材の育成 ・保健医療福祉関係者、教育関係者、自治体職員等 〔開催回数 165回、合計4,732人が参加(平成28年度までの実績)〕
④住民の理解増進	○住民セミナー、車座集会の開催 ・専門家の情報提供による不安解消や意見交換による理解増進 〔開催回数 177回、合計3,511人が参加(平成28年度までの実績)〕 ○リスクコミュニケーション拠点の設置 ・保健師の常駐等により住民に寄り添う ・長崎大、弘前大、福島県立医大と連携
⑤被ばく線量把握事業	○個人線量計による外部被ばく線量の把握 ○ホールボディ・カウンタによる内部被ばく線量の把握 ⇒被ばく線量を自ら把握してもらうことを通じ不安軽減につなげる 〔外部被ばく内部被ばく測定数 延べ1,050人(平成28年度までの実績)〕
⑥正確な情報発信	○放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料(毎年度改定) ○放射線による健康影響等に関するポータルサイト(毎週コンテンツ更新)

【ホームページによる情報提供】

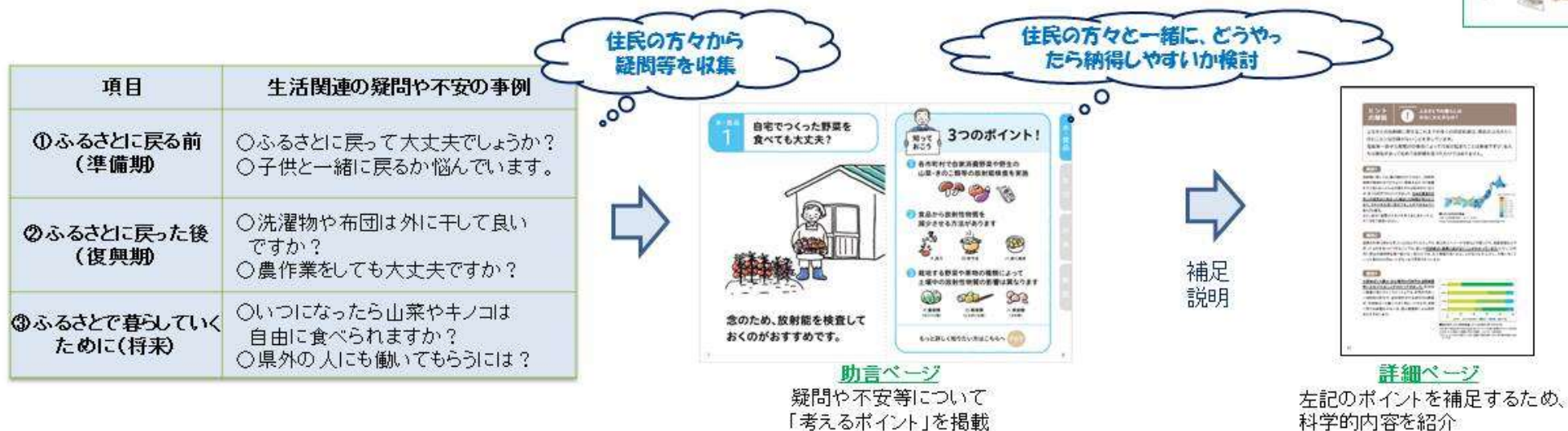
タイトルとURL	内容
放射線健康管理 http://www.env.go.jp/chemi/rhm.html	原子力被災者等の健康不安対策としてのリスクコミュニケーション等に係る取組みの説明
放射線による健康影響等に関するポータルサイト http://www.env.go.jp/chemi/rhm/portal/	放射線による健康影響等の情報を体系的に網羅し、まとめ
除染情報サイト http://josen.env.go.jp/	除染の方針、実施状況、関連資料等を紹介
環境再生プラザ http://josen.env.go.jp/plaza/	ふくしまの環境回復の歩みや放射線、中間貯蔵などの環境再生に関する情報をお伝えする拠点「環境再生プラザ」の紹介
放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト http://shiteihaiki.env.go.jp/	福島原発事故により大気中に放出された放射性物質を含む廃棄物の処理について掲載

理解醸成の取組事例(環境省)

【放射線に係る健康影響に関するリスクコミュニケーション事業】

① 住民がふるさとに戻った時の暮らしの手引きの作成

- 避難指示の解除後に、帰還した(帰還を検討している)住民がふるさとで安心して生活していくためには、生活関連の放射線に関する疑問や不安について、「住民の方々が自ら考え、納得するための物差し(考えるポイント)」が必要。
- そこで、生活関連の放射線に関する疑問や不安等について、専門家や住民、相談員等が協力し、住民目線で、「疑問や不安を解決・納得するための考え方や参考情報(助言やヒント)」を検討。その結果をまとめた冊子『暮らしの手引き(専門家に聞いた放射線30のヒント)』を作成*。



理解醸成の取組事例(環境省)

【放射線に係る健康影響に関するリスクコミュニケーション事業】

② 相談員支援センター（住民を身近で支える相談員や自治体職員等の活動支援）

- 「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」(平成25年11月20日原子力規制委員会決定)を受けて、平成26年度から「放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター」を開設（場所: 福島県いわき市）。
- 同センターでは、福島第一原発事故により避難指示が出された12市町村を中心に、住民を身近で支える相談員や自治体職員等*に対して、科学的・技術的な面から、組織的かつ継続的に活動を支援。（ニーズ収集のための訪問活動、個々の相談への対応、専門家の派遣、研修会の開催、相談員等の意見交換会の開催等）。
- 平成29年度より、新たに相談員等が行う放射線関係のデータ処理等の支援や各自治体が発行する広報資料の作成支援なども開始。

※放射線相談員や自治体職員、相談員的な活動を行う者(生活支援相談員や保健師、栄養士、食品等検査員、復興支援員、官民合同チーム訪問員(ほか))



	平成26年度 実績	平成27年度 実績	平成28年度 実績
訪問件数	127	321	381
相談対応件数	18	33	40
専門家派遣件数	0	11	41
研修回数	10	15	31



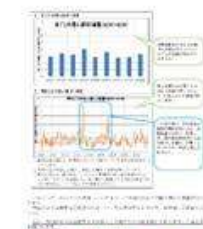
専門家の派遣例

現地での空間線量率の測定へ
専門家が同行し、アドバイス



研修会の開催例

放射線計測器の使用法の実習や、
住民からの相談対応の演習を実施



広報資料作成支援

自治体が発行する放射線
関連の広報資料の作成を支援

理解醸成の取組事例(環境省)

【放射線に係る健康影響に関するリスクコミュニケーション事業】

③ 人材の育成

平成24年度から、住民からの放射線に関する健康不安や悩み相談に対応できる人材の育成を目的として、保健医療福祉関係者、教育関係者、自治体職員等を対象に、放射線の基礎知識や食品中の放射性物質の状況など、自治体のニーズに合わせた研修(座学や実技演習、ロールプレイング形式演習等)を実施。

事業概要

(1)自治体要望対応研修

福島近隣県を含む全国の自治体のニーズに合わせたプログラムで行う研修。基礎的な内容から特定の分野まで幅広い範囲の研修が可能。

(2)基礎研修

経験の浅い職員を対象とした基礎的な内容の研修。

(3)応用研修

住民対応に当たる職員を対象とした、基礎研修と比べより実践的な研修。

(4)コーチ育成研修(～平成28年度)

地域でリスクコミュニケーションに当たる人材育成を目的とした研修。

(5)コーチフォローアップ研修(～平成28年度)

コーチの能力維持と資質の向上を目的とした研修。



研修会の様子

(左:放射線計測器の使用法、測定実習の様子、
右:グループワークで今後のリスコミについて意見交換を行っている様子)

実績

	実施回数	参加人数
自治体要望対応研修	84	2,527
基礎研修	18	1,211
応用研修	43	744
コーチ育成研修	15	207
コーチフォローアップ研修	5	43

(平成24～28年度実績)

※平成29年度より、新たに医療従事者等向けの研修等を実施。

理解醸成の取組事例(環境省)

【放射線に係る健康影響に関するリスクコミュニケーション事業】

④ 住民の理解増進

福島県及び福島近隣県の住民等を対象に、放射線の基礎知識や健康影響等について専門家が情報提供する住民セミナーや車座集会(少人数の意見交換)等を開催し、放射線の健康不安の軽減と理解増進を図る。

事業概要

(1) 住民セミナー

福島県、福島近隣県を含む全国の住民、福島県から避難されている住民の方を対象に、不安の軽減を目的としたセミナーを開催。

(2) 車座集会

主に福島県内の住民を対象に放射線や健康影響等に関する内容で少人数での意見交換会を開催。平成28年度より福島県外においても実施。

(3) リスクコミュニケーション拠点の設置等

川内村、富岡町、浪江町(本庁舎・二本松事務所)に保健師等が常駐し、住民に寄り添うリスクコミュニケーションを実践する拠点を長崎大学、弘前大学と連携し設置。また、福島県立医科大学と連携し、健康診査結果返却会での相談会等を支援。



住民セミナーの様子

(左:住民の方を対象とした講演会、右:児童生徒を対象とした授業の様子)



車座集会の様子
(左:現地測定、
右:調理実習に合わせた食品検査会)

実績

(平成24~28年度実績)

	実施回数	参加人数
住民セミナー	75	2,661
車座集会	102	850

主な開催地

住民セミナー	福島県内7市町村、岩手県、宮城県、栃木県、群馬県、茨城県、千葉県、北海道、秋田県、山形県、静岡県、愛知県、京都府、沖縄県他(下線は県外避難者セミナー開催地)
車座集会	福島市、西郷村、広野町、富岡町、楮葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村、川内村、磐梯町、矢祭町他

理解醸成の取組事例(環境省)

【放射線に係る健康影響に関するリスクコミュニケーション事業】

⑤ 被ばく線量把握事業 (住民の個人線量・被ばく線量把握)

福島県内の避難指示解除準備区域等の解除に伴い、自宅に帰還したり、または、帰還を予定している住民の方を対象に、**帰還に伴う被ばく線量の情報を提供し、自ら把握してもらうこと**を通じて、**不安軽減**につなげる。

個人線量計による外部被ばく線量の把握

希望される住民の方に個人線量計を配布し、外部被ばく線量を測定することで、自らの個人被ばく線量をより正確に把握することを通じて、不安軽減につなげていただく。



対象地域 (平成29年4月末時点)

田村市、川内村、檜葉町、葛尾村、南相馬市、飯舘村、川俣町、浪江町、富岡町

ホールボディ・カウンタによる内部被ばく線量の把握

ホールボディ・カウンタ(WBC)で内部被ばく線量の測定を行い、自らの線量を継続的に把握していただく。
測定結果についてはその場で専門家から説明する。
(※その他福島県がWBC測定を実施)



平成26～28年度における測定人数(延べ)

外部被ばく線量測定数	内部被ばく線量測定数	計
436人	614人	1,050人

理解醸成の取組事例(環境省)

【放射線に係る健康影響に関するリスクコミュニケーション事業】

⑥ 正確な情報発信

様々なリスクコミュニケーション活動に資する、放射線に関する科学的知見や関係省庁等の情報等を横断的に集約した統一的な基礎資料を作成、毎年度改定。また、関係省庁、自治体等のウェブサイトの掲載情報をまとめたポータルサイトのコンテンツを週1回更新。

放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料

- 上下巻の二分冊。上巻では、放射線の基礎知識と健康影響、下巻では省庁等の取組を横断的に掲載。
- 人材の育成を目的とした研修事業において、参考資料として活用。
- 一般の方向けに放射線に関するQ&Aを作成し、ウェブで公開。

環境省ウェブサイトにて公表
<http://www.env.go.jp/chemi/rhm/h28kisoshiryo.html>



放射線による健康影響等に関するポータルサイト

- 県民健康調査、統一的な基礎資料、Q&A等を掲載
 - 公的機関から配信される記事を内容別に分類して掲載、アーカイブにて過去1年分の記事のリンクが確認可能。
 - Q&A、統一的な基礎資料の網羅的な情報と公的機関の掲載記事が検索可能。
- 放射線による健康影響等に関するポータルサイト
<http://www.env.go.jp/chemi/rhm/portal/>



理解醸成の取組事例(復興庁等)

【事業の実施内容】

○『帰還に向けた放射線リスクコミュニケーションに関する施策パッケージ』として、関係府省庁、市町村等の施策を取りまとめ、フォロー

	実施内容
1. 正確でわかりやすい情報の発信	○冊子等により、地域放射線、除染の進捗、原発の状況等についてわかりやすく情報提供 ・放射線リスクの基礎情報(復興庁／関係省庁) [配布実績: 約40,000部] ・風評被害の払拭に向けて(復興庁)[配布実績: 約25,000部] ・地域独自の広報誌の支援(各市町村／復興庁・支援T) 等
2. 全国的なリスクコミュニケーションの継続的な展開	○国民からの電話相談(原子力規制庁、放医研) ○講演、研修等の実施(放医研) ○食品中の放射性物質に関する一般消費者に対する意見交換会の開催(消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省) ○教育現場での取組(文部科学省)
3. きめ細かなリスクコミュニケーションの強化	○少人数によるリスクコミュニケーションの強化(環境省、復興庁・支援T、関係省庁) ○地元に着した専門人材の育成強化(環境省、復興庁、支援T) ○住民を身近で支える相談員によるリスクコミュニケーションの充実(復興庁・支援T、環境省)

○風評払拭のためのリスクコミュニケーション戦略の策定等
放射線に関する国民の理解の増進に対する関係省庁の連携した取組を強化するため、風評払拭のためのリスクコミュニケーション等の戦略について、年内の取りまとめに向け作業中

【ホームページによる情報提供】

タイトルとURL	内容
放射線リスクに関する基礎的情報 http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-1/20140603102608.html	福島における放射線の状況や、放射線の健康リスクを考えるための知識・科学的知見、被ばく低減にあたっての国際的・専門的な考え方などの基礎的な情報をコンパクトにまとめたパンフレット
福島復興と再生に向けた個別施策 http://www.reconstruction.go.jp/topics/post_179.html	「風評被害払拭に関する取り組み」等を紹介

復興庁「帰還に向けた放射線リスクコミュニケーションに関する施策パッケージ」フォローアップ(第2回,平成29年1月)等を参考に作成

理解醸成の取組事例

(復興庁等:帰還に向けた放射線リスクコミュニケーションに関する施策パッケージ)

帰還に向けた放射線リスクコミュニケーションに関する施策パッケージ実施状況(H29.1)

- 「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」(平成28年12月20日閣議決定)において、「帰還に向けた放射線リスクコミュニケーションに関する施策パッケージ(H26.2)」に基づく取組をフォローアップし、関係省庁における取組を強化等することとしている。
- 引き続き、正確で分かりやすい情報を発信し、併せて、全国的なリスクコミュニケーションの継続的な展開、きめ細かなリスクコミュニケーションの強化(主に避難指示区域内の市町村)を柱に、リスクコミュニケーションを実施。

1. 正確でわかりやすい情報の発信

- ① 地域放射線に関する最新の科学的知見、除染の進捗や原発の状況等の情報をわかりやすく整理して国から提供
- ② 独自の冊子等の作成を支援
 - 【具体例】
 - 放射線リスクの基礎的情報(約30,000部配布、5回改訂)(復興庁/関係省庁)
 - 風評被害の払拭に向けて(復興庁)
 - 放射線による健康影響等に関するポータルサイト、統一的な基礎資料他(環境省)
 - 地域独自の広報誌の支援(各市町村/復興庁・支援T)



関係省庁
(復興庁)



環境省



関係省庁



市町村等

2. 全国的なリスクコミュニケーションの継続的な展開

- (1) 国民からの電話相談
 - 全国民を対象としたコールセンター及び福島原子力発電所事故による被災住民向け電話相談窓口において、平成28年度は、12月までに2,231件の問合せに対応(原子力規制庁)
 - 放射線被ばく健康相談窓口において、平成23年発災以降19,000件以上の対応(放医研)
- (2) 講演・研修等の実施
 - 専門家を派遣し、放射線影響等への理解を深めるための講演会を778件、医療、救急、保健、地方自治等において中心的な役割を担う者に対するセミナーなどの人材育成のための研修等を49件実施(放医研)
- (3) 食品中の放射性物質に関する一般消費者に対する意見交換会の開催
 (消費者庁、内閣府食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省) ※平成28年12月末時点の実績
 - 関係省庁連携で、食品中の放射性物質に関する意見交換会を全国で54回開催
 - その他、各府省独自でも意見交換会、説明会等を626回実施
 - 平成28年度には、全国4会場で実施された親子参加型イベントに出展(ブース等来場者数:約5,400名)。小学生とその保護者に対し、食品中の放射性物質に関するセミナー等を実施し、約600名が参加



(4) 教育現場での取組

- 平成26年3月に小学生用及び中学生・高校生用の放射線副読本を作成・配布するとともに、教職員等を対象とした放射線に関する研修及び児童生徒等を対象とした出前授業を合わせて292回実施(平成27年度)(文部科学省)
- 被災した幼児・児童・生徒等の心のケア等を図るため、スクールカウンセラー等の活用を支援(文部科学省)



【参考】原発事故による避難者に対するいじめへの対応(平成28年12月16日文部科学省通知)

- 各教育委員会等に対して、以下の内容の通知を発出
- 被災児童生徒へのいじめの有無等の確認、いじめ防止対策推進法に基づいた適切な対応
- 被災児童生徒への格別の配慮、放射線副読本等の活用を含めた放射線教育の充実
- 被災児童生徒に対するいじめに係る相談窓口の周知

3. きめ細かなリスクコミュニケーションの強化

- (1) 少人数によるリスクコミュニケーションの強化
 - 福島県及び福島近隣県における少人数の意見交換会、住民向けセミナーを合わせて49回実施し、821人が参加(平成27年度)(環境省)
 - 避難指示区域内の市町村等における個人線量計の配布や、保健医療福祉関係者等による線量測定結果に基づく情報提供等の活動を支援(復興庁・支援T、関係省庁)
- (2) 地元に密着した専門人材の育成強化
 - 健康に関する住民理解の醸成を担う専門的人材を育成するため、福島県立医科大学における「健康リスクコミュニケーション学講座」の創設を支援(環境省)
 - 福島県及び福島近隣県において、住民の放射線に関する健康不安や悩み相談に対応する人材の育成(基礎研修・応用研修:計31回、受講者725名)や、そうした人材に対して情報提供や助言を行うことができる人材(コーチ)の育成(コーチ育成研修:計3回、受講者29名)を実施(平成27年度)(環境省)
 - 大学と市町村の「協定」に基づく専門家を派遣等を支援(復興庁・支援T・環境省)
- (3) 住民を身近で支える相談員によるリスクコミュニケーションの充実
 - 相談員育成・配置事業において、福島市、伊達市、いわき市、南相馬市、広野町、楡葉町、川内村、富岡町、飯舘村、福島県の取組を支援(復興庁・支援T)
 - 「放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター」(いわき市)において、相談員等の活動を科学的・技術的な面から支援(相談員等からのニーズ収集(年間300回程度)を踏まえた研修会の開催や専門家の派遣等)(環境省)



理解醸成の取組事例(文部科学省)

量子科学技術研究開発機構※による研修・講演会等の実施

※運営費交付金
28年度予算額： 21,558百万円の内数
29年度予算案： 21,609百万円の内数

※放射線医学総合研究所に日本原子力研究開発機構の一部を移管して、平成28年4月に発足

被災者及び国民の放射線に関する不安・疑問について、人材育成から健康相談まで幅広く対応

○ 人材育成のための研修等

- ・ 医療、救急、保健、地方自治等において中心的役割を担う者に対する、放射線に関する知識・技能の向上等のためのセミナー
- ・ 教員に対する、放射線教育の向上のための研修
- ・ 子供や保護者に対する、放射線に対する理解を深めるための講義や実験・実習

※ これまで(平成28年7月末時点)に49件(延べ1183名)実施。平成28年度以降もニーズに応じて内容を見直しつつ実施。



○ 放射線影響等への理解を深めるための講演会

- ・ 放射線被ばくの人体影響や食と放射能に関する疑問等に答えるため、専門家を派遣して講演会を開催

※ これまで(平成28年7月末時点)に延べ778件開催。平成28年度以降も福島県等からの要望に対応する内容・頻度で実施。

○ 専門家やカウンセラー等による健康電話相談

- ・ 放射線被ばくや健康への不安に対応するため、発災2日後(平成23年3月13日)から、電話相談を実施。

※ これまで(平成28年7月末時点)の相談件数は延べ19,965件。平成28年度以降も質問状況の変化を踏まえて対応。

理解醸成の取組事例(文部科学省)



放射線に関するご質問に答える会

※運営費交付金（復興特別会計に計上）
28年度予算額 : 3,251百万円の内数
29年度予算案 : 2,808百万円の内数

福島県内の小中学校・幼稚園・保育園の保護者、教職員を主な対象に
「放射線に関するご質問に答える会」を実施

子供への放射線の
影響を心配する声
の高まり

「コミュニケーション活動実施検討委員会」

機構が培った経験を基に、効果的なコミュニケーション活動方法について検討

- 参加者の質問に丁寧に答えることに重点を置き、放射線に関する科学的な理解の涵養
- 県内の小中学校・幼稚園・保育園の保護者、教職員、生徒、一般市民（町内会等）も対象
- 機構内から放射線・被ばく管理等の専門知識を有する職員を派遣



平成28年12月末までに251ヶ所で開催、約21,000人参加

理解醸成の取組事例(厚生労働省)

➤ 事故後に設定した暫定基準値に対し、新たな基準値を設定、施行するにあたり、理解醸成のために住民や事業者向けの説明に用いるリーフレットを作成した事例

◆ リーフレットより

- ✓ 食品中の放射性物質の暫定規制値について、より一層、食品の安全と安心を確保するために、長期的な観点から新たな基準値を設定
- ✓ 放射性物質を含む食品からの被ばく線量の上限を年間5ミリシーベルトから1ミリシーベルトに引き下げ
- ✓ 新たな基準値は、平成24年4月より施行

食品中の放射性物質の新たな基準値

東京電力福島第一原子力発電所の事故後、厚生労働省では、食品中の放射性物質の暫定規制値を設定し、原子力災害対策本部の決定に基づき、暫定規制値を超える食品が市場に流通しないよう出荷制限などの措置をとってきました。暫定規制値を下回っている食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全性は確保されています。しかし、より一層、食品の安全と安心を確保するために、事故後の緊急的な対応としてではなく、長期的な観点から新たな基準値を設定しました（平成24年4月1日から施行）。

新たな基準値の概要

放射性物質を含む食品からの被ばく線量の上限を、年間5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに引き下げ、これをもとに放射性セシウムの基準値を設定しました。

放射性セシウムの暫定規制値（単位：ベクレル/kg）				放射性セシウムの新たな基準値（単位：ベクレル/kg）			
食品群	野菜類	穀類	肉・卵・魚・その他乳製品	食品群	一般食品	乳児用食品	牛乳
規制値	500	200	200	基準値	100	50	10

※放射性ストロンチウム、プルトニウムなどを含めて基準値を設定

新たな基準値設定の考え方

線量の上限を1ミリシーベルトとした理由

- 食品の国際規格を参照しているコーデックス委員会の指標が、年間1ミリシーベルトを超えないように設定されていること。
- 多くの食品の放射性物質の濃度が、時間の経過とともに相当程度低下傾向にあること。

食品区分の考え方

- 特別な配慮が必要な「飲料水」「乳児用食品」「牛乳」は区分し、それ以外の食品は、個人の食習慣の違い（飲食する食品の量）の影響を最小限にするため、一括して「一般食品」と区分しています。

基準値の設定について

①「一般食品」の基準値

まず、年齢や性別などにより10区分に分け、区分ごとに一般食品の摂取量と体格や代謝を考慮した係数を使って限度値を算出しました。その結果から、最も厳しい値（13～18歳の男性：120ベクレル/kg）を下回る100ベクレル/kgを全区分の基準としました。これは、**乳幼児をはじめ、すべての世代に配慮した基準**です。

年齢区分	性別	限度値 (Bq/kg)
1歳未満	男女	460
1歳～6歳	男	310
	女	320
7歳～12歳	男	190
	女	210
13歳～18歳	男	120
	女	150
19歳以上	男	130
	女	160
妊婦	女	160
最小値		120

★飲料水の線量（約0.1ミリシーベルト）を引く

★すべての年齢区分の限度値のうち最も厳しい値（120）を下回る数値に設定

②「乳児用食品」「牛乳」の基準値

放射線への感受性が高い可能性があるとされる子どもへの配慮から、独立の区分とし、「一般食品」の半分の50ベクレル/kgとしています。（乳児用食品、牛乳の範囲は次ページ参照）

③「飲料水」の基準値

すべての人が摂取し、代替がきかず、摂取量が多いことから、WHO（世界保健機関）が示している基準を踏まえ、10ベクレル/kgとしています。

理解醸成の取組事例(厚生労働省)

乳児用食品の範囲

乳児用食品の範囲、乳児用食品の対象とした食品の範囲、乳児用食品の区分

牛乳の範囲

「牛乳」の区分に含む食品、「一般食品」の区分に含む食品

●消費者から牛乳と同様の商品と認識されている乳飲料（牛乳や加工乳にビタミン類やミネラル類を添加したもの）は、「牛乳」の区分に含みます。

●乳脂質飲料、ヨーグルトなどの発酵乳、チーズなどは「一般食品」の区分に含みます。

干しいたけ、お茶などの取り扱い

加工食品などについては、原材料だけでなく、製造・加工された状態でも一般食品の基準を満たす必要があります。ただし、以下の食品については、実際に食べる状態を考慮して基準値が適用されます。

乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜類など
原材料を乾燥させた状態で流通するが、水で戻して食べる食品

お茶、こめ油など
原料から抽出して飲んだり、使用したりする食品

お茶（緑茶）は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されます。米ぬかや菜種などを原料とする油は、油として一般食品の基準値が適用されます。

経過措置

新たな基準値は、平成24年4月1日からの施行ですが、市場に混乱が起きないよう、準備期間が必要な食品については一定の期間、暫定規制値が適用されます。

米・牛肉 ▶平成24年9月30日まで 大豆 ▶平成24年12月31日まで

※暫定規制値が適用される期間内に製造・加工された食品は、賞味期限までは流通が認められます。

※暫定規制値に適合している食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全性は確保されています。

Q & A

Q1 セシウム以外の放射性物質は対象にしているの？

A1 今回の新たな基準値は、福島原発事故で放出された放射性物質のうち、半減期が1年以上のすべての放射性核種（セシウム134、セシウム137、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテチウム106）を考慮しています。セシウム以外は、測定に非常に時間がかかるため、新たな基準値ではセシウムと他の核種の比率を用いて、すべてを含めても被ばく線量が1ミリシーベルトを超えないように設定しています。

※核種とは、元素の同位体を区別するための呼称です。核種のうち放射線を発するものを放射性核種といいます。

Q2 実際には、食品からどのくらい被ばくしているの？

A2 平成23年の9月と11月に東京都、宮城県、福島県で実際に流通している食品を調査し、推計したところ、今後の食品からの放射性セシウムによる被ばく線量は、年間に換算して0.002～0.02ミリシーベルト程度でした（右図の青色部分）。これは、自然界に存在する放射性カリウムによる被ばく線量0.2ミリシーベルト程度（黄色部分）と比べても、非常に小さい値です。

Q3 食品中の放射性物質の検査体制はどうなっているの？

A3 地方自治体では、これまでに暫定規制値を超えた食品、食べられる量の多い食品、主要な農産物などを中心に検査を行っています。また、国も流通段階における買い上げ調査を実施しています。これらの検査結果と自治体の検査計画は、厚生労働省のホームページに掲載しています。

(http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html)

理解醸成の取組事例(原子力学会、日本リスク研究学会)

日本原子力学会「福島特別プロジェクト」

「福島特別プロジェクト」の主な業務

現地に密着した除染等の技術支援を中心とした活動を行います。併せて、地域住民の皆様に関心があると考えられるプラントの状況に関する情報を分かり易く説明するための活動も行います。

※今後、福島県や地域住民の方々のニーズと具体的な活動の進展を踏まえ、柔軟に活動内容等を見直しつつ、活動範囲を広げていくこととしています。

① 環境修復/中長期対策への提言

東京電力福島第一原子力発電所の事故によるオフサイト、オンサイトの修復に関する技術課題の分析・評価を行い、必要に応じて環境省や福島県が行う環境修復及び政府・東京電力が進める中長期対策に対して提言を行います。また、引き続き、関係機関の現地活動を支援いたします。

② 一般向け情報提供

放射線のモニタリング結果や除染技術に関する評価を行うとともに、放射線の健康影響も含め、一般向けに解説・報告を行います。住民の皆様への説明用資料などの形でとりまとめます。

③ シンポジウム開催

本プロジェクトの活動報告また情報発信の場として、環境省・福島県・関係市町村・関係機関と協力してシンポジウムを開催し、正確な事実・知識の普及および理解の促進を図ります。

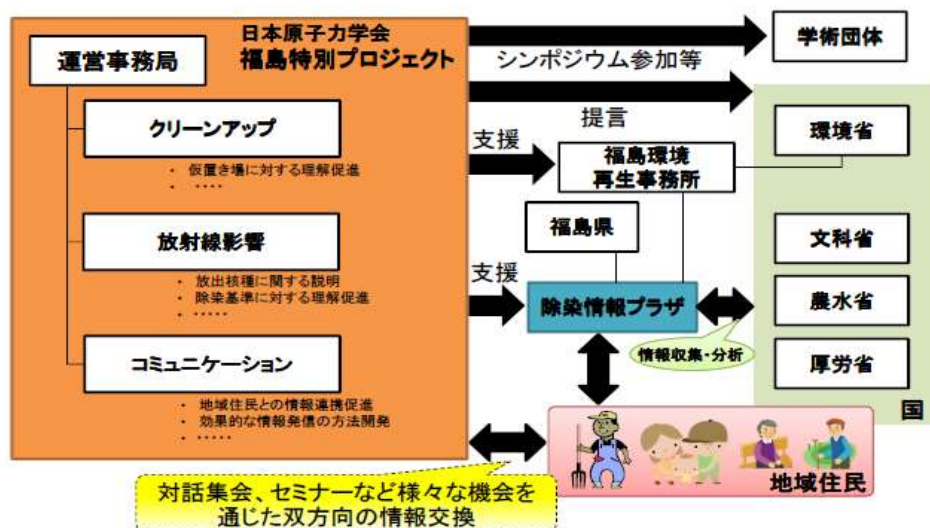
④ 除染促進活動

環境省・福島県の「除染情報プラザ」を積極的に活用した除染促進活動を支援します。

⑤ 除染講習会アドバイザー業務

除染講習会で用いるテキストの作成や、除染ボランティアおよび指導員の教育を行います。

福島特別プロジェクトの機能構成



日本リスク研究学会「タスクグループ (TG) の活動 リスクコミュニケーションTG」

一般社団法人日本リスク研究学会

The Society for Risk Analysis Japan

日本リスク研究学会とは ▾ 事務局 会員専用ページ 入会案内 お知らせ 学会行事 ▾ 出版物 ▾
ニュースレター 学会の活動 ▾ English

タスクグループ (TG) の活動

【第2期】(2017年1月開始)

■タスクグループのリスト

◇リスク教育TG (※第1期から継続 第1期実施報告)

代表 金澤伸浩 (秋田県立大学)

副代表 田中豊 (大阪学院大学)、内藤博敏 (静岡県立大学)

目的: リスクの考え方を普及するため、参加型のリスク教育プログラムを制作し、市民を講師とした教育体制を確立する。

活動計画: リスク教育プログラムの制作、講習会の開催、教育効果の評価方法の検討

予定しているアウトプット: アクティビティー集の発行、評価方法に関する論文や調査票などの作成

◇リスクコミュニケーションTG (※第1期から継続 第1期実施報告)

代表: 竹田宜人 (独)製品評価技術基盤機構化学物質管理センター)

目的: リスクコミュニケーションについて、分野ごとの共通項と特性を探ることにより、横断的に体系化し、共通部分のモデル化を図る。併せて、文科省のリスクモデル形成事業に協力し、本知見を活用する。

予定しているアウトプット:

- ・ リスコミ事例を題材にした書籍、論文、初心者向け教科書の作成
- ・ リスコミ事例に関する情報交換の場の構築と人材育成

出典: <http://www.sra-japan.jp/cms/taskgroup/>

1. 除去土壌の再生利用に対する理解醸成の取組について
2. 理解醸成の必要性
3. 除去土壌の再生利用に係るこれまでの取組
4. 放射線に関する理解醸成の取組事例
5. 御議論いただきたい論点(案)

コミュニケーション推進チームにおいて御議論いただきたい論点(案)

➤ 理解醸成活動の進め方について

- ✓ まずは、関心がある地域において、再生利用を進めていくためには、その前提として、除去土壌の再生利用の考え方を、可能な限り、正確に理解いただくことが必要と考えるがどうか？

- ✓ そのために、どのような取組・イベントを進めるべきか？

➤ 対象者の例

関心がある地域の住民、全国民、自治体職員、教員、生徒・学生、等

➤ 取組・イベントの例

シンポジウム、ワークショップ、パネル展、学習会、説明会、キーパーソンブリーフィング、対話集会、共同事実確認等

- ✓ 使用する資料・コンテンツの対象範囲はどのようにすべきか？

- ・ 除去土壌の減容・再生技術開発戦略
- ・ 再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方
- ・ 除染の進捗状況
- ・ 中間貯蔵施設の整備状況
- ・ 放射線影響に関する安全性 等

(参考)再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方(平成28年6月)

【基本的考え方】

除去土壌を適切な前処理や分級などの物理処理をした後、用途先の条件に適合するよう品質調整等した再生資材(8,000Bq/kg以下を原則とし、用途ごとに設定)を一定の公共事業等に限定して利用するもので、公的主体による管理を行う。

【用途の限定】

長期間にわたって人為的な形質変更が想定されない防潮堤、海岸防災林、道路等の盛土材の構造基盤の部材や、廃棄物処分場の覆土材等に用途を限定する。

【公的主体による管理】

- 放射性物質汚染対処特措法に基づく基準等を策定し、環境省及び公物管理主体(自治体等)による管理を行う。
- 具体的には、追加被ばく線量が施工中1mSv/年、供用中0.01mSv/年を超えないよう制限するため、再生資材の放射能濃度の限定、覆土等の遮へい、飛散・流出の防止、記録の作成・保管、形質変更の管理等を行う。

【再生利用の進め方】

再生利用の本格化に向けた環境整備として、上記の考え方に従って実証事業、モデル事業等を実施し、放射線に関する安全性の確認、具体的な管理方法の検証、関係者の理解・信頼の醸成等を行う。